市立四日市病院床頭台等設置に関する仕様書

本仕様書は、床頭台ユニット(床頭台に、テレビ、ブルーレイ再生機、冷蔵庫、課金装置等を備えたもの)、プリペイドカード販売機・精算機、全自動洗濯機及び乾燥機(以下「床頭台等」という。)の設置管理運営事業者(以下「運営事業者」という。)が、市立四日市病院において床頭台等の設置管理運営事業を行うにあたり必要と認める条件を定めるものである。

運営事業者が市立四日市病院において床頭台等の設置管理運営事業を行う際は、本仕様 書に記載された内容をすべて満たした設置管理運営事業を行わなければならない。

1 使用物件

使用許可の施設	市立四日市病院 1 F~8 F
所在地	四日市市芝田二丁目 地内
床頭台等の台数	床頭台ユニット(床頭台に、テレビ、ブルーレイ再生機(512台のうち2
	8台に搭載)、冷蔵庫、課金装置等を備えたもの):512台
	全自動洗濯機:10台、乾燥機:10台、
	プリペイドカード販売機:11台、プリペイドカード精算機:1台

2 使用用途 床頭台等の設置管理運営事業

3 設置期間

(1) 契約期間

契約日から令和12年3月31日まで

(2) 運用開始日

令和5年4月1日

納期については、当院と運営事業者の協議の上で決定する。

4 行政財産使用料

本件は四日市市公有財産規則第5条に基づく行政財産の目的外使用にあたるため、 以下の行政財産使用料3ヵ月分を、4月、7月、10月、1月の10日(金融機関が 休業日の場合はその翌営業日)までに病院へ前納すること。

また、運営事業者は年度ごとに行政財産使用許可申請書を病院へ提出し、行政財産の使用許可を受けなければならない。

※行政財産使用料は、床頭台等のサイズが確定後に決定する。

(参考)

現行の設備の行政財産使用料 636,036円(3ヵ月分)(消費税相当額を含む)

5 管理手数料(光熱水費を含む)

管理手数料として、以下の計算式による額を、3ヵ月毎に、翌月の10日(金融機関が休業日の場合はその翌営業日)までに病院へ支払うこと。

<計算式>

3ヵ月の売上額(消費税相当額を含む)×納入率 ※小数点以下は切り上げる。

6 必要経費の負担区分

床頭台等の設置管理運営事業に関する当院及び運営事業者に係る必要経費の負担区分は、 次のとおりとする。

【 負担区分一覧表 】

			負担区分	
	床頭台等の設置管理運営事業に関する項目	病院	運営	
			事業者	
1	入札にかかる手続及び使用許可申請手続に要する費用		0	
2	行政財産使用料		0	
3	管理手数料(光熱水費含む)		0	
4	床頭台等の導入に係る費用(環境整備、搬入、設置及び調整に係る費用を含む。)		0	
5	NHK 放送受信契約手続に要する費用及び放送受信料		0	
6	消耗品(清掃床頭台ユニットの清拭のための薬液、消毒液、リモコンの電池、引出しの		0	
	鍵等)に係る費用			
7	床頭台等に係る点検、清掃及び保守に係る費用		0	
8	使用済みプリペイドカード等運用過程で生じる廃棄物の処分に係る費用		0	
9	床頭台等の故障による修理費用		0	
10	落雷又は停電による床頭台等の故障・破損に対する修繕又は調整等の復旧費用		0	
11	床頭台等の移設が必要となった場合の移設に係る費用		0	
12	運営事業者又は患者の故意又は過失(重過失を含む。)により発生した床頭台等の		0	
	汚損・破損に対する修繕費用			
13	当院の過失(重過失を含む。)により発生した床頭台等の汚損・破損(衛生管理又は	0		
	医療上必要な行為における汚損・破損を含む。)に対する修繕費用			
14	故意又は過失(重過失を含む。)なく発生した、運営事業者、患者又は当院による床		\circ	
	頭台等の汚損・破損に対する修繕費用			
15	本事業の運営過程で、当院及び患者に対して損害を与えた場合の損害回復及び賠		\circ	
	償費用			
16	廃棄物(家電リサイクル費用を含む。)の処理に係る費用		\circ	
17	設置管理運営事業終了の際の原状回復に係る費用		0	
18	CTY(ケーブルテレビ)受信料 全部屋分		\circ	

19	CS放送(3回線)を利用するために必要となる手続き、ハード機器等一切の費用	0
20	CS利用料 3回線分	0

7 床頭台等の設置管理運営事業に係る設備

床頭台等の設置管理運営事業に係る設備は、すべて新品の同じ機種を使用し、課金対象の 設備については、すべて同一のプリペイドカードで利用できることを条件とする。

また、入院患者が利用することを踏まえ、安全性・利便性に配慮した設備を導入し、床頭 台等の利用方法及び利用料金が容易に分かる取扱説明書をすべての床頭台ユニット、洗濯 機及び乾燥機に備え付けること。

【 床頭台等の設置管理運営事業に係る設備一覧 】

床頭台ユニット	A 床頭台	上部収納、スライドテーブ	_		
		ル、引き出し、タオル掛け			
		(左右側面)、コンセント、			
		ストッパー付きキャスター			
	B テレビ	床頭台上部に固定取付け。	課金対象		
	C 冷蔵庫	床頭台下部に固定取付け。	課金対象		
	D ブルーレイ再生機	床頭台ユニットに内蔵。	テレビに		
			含む		
	E 課金装置	床頭台ユニットに内蔵。	_		
F 全自動洗濯機 (課金装置を取り付けること。) 課金対					
G 乾燥機(課金装置	置を取り付けること。) 課金対象				
H プリペイドカード	ドカード販売機 -				
I プリペイドカード	I プリペイドカード精算機				
現行の床頭台等の	床頭台ユニット: W480×D470×H1600				
大きさ (参考)	全自動洗濯機:W530×D570×H1030				
	※ 洗濯防水パンの内側寸法:A・B病棟 W750×D590				
W:横幅 (mm)	C病棟 W590×D590				
D: 奥行 (mm)	乾燥機: W600×D580×H740				
H:高さ (mm)	プリペイドカード販売機: W200×D300×H1110				
	プリペイドカード精算機:W380×D330×H1110				

【 床頭台等の設置管理運営事業に係る設備の仕様 】

A. 床頭台

- ・ 外形寸法 幅 500mm 、奥行 500mm 、高さ 1600mm 程度とすること。
- ・耐久・耐熱・耐水に優れた木製及びスチール製とすること。
- ・ 床頭台上部に収納スペース (扉付) を確保すること。

- キャスターはロックが可能であること。
- ・ テレビを設置する際に視聴者に見えやすい角度に調整ができるように液晶テレビの荷 重に耐えられる可動式アームを備えていることとし、床頭台との連結部も負荷に耐え うる構造とすること。
- ・ スライドテーブル・タオル掛け付であり冷蔵庫収納スペースを有すること。
- ・ 材質は人体に影響のあるホルムアルデヒド等の材料を使用していないこと。
- ・ 引出しに鍵を取付けていること。(セーフティボックス)

鍵の素材はプラスチック製とすること。

床頭台毎に違う鍵とすること。

マスターキーを用意すること。

リストバンドストラップを専用キーに取り付けること。

(キーの紛失における鍵の交換費用は運営事業者の対応とする)

※ 仕様詳細については業者決定後、病院側と協議し決定する。

B. テレビ

- ・ 19 インチ国内メーカー販売の液晶テレビとすること。
- 地上波/BS/CSデジタルチューナーを内蔵していること。
- ・ 高齢者でも簡単に操作することができるようなリモコン付であること。なお、リモコンは他のテレビに影響を及ぼさないよう対策をすること。
- ・ 音声は、イヤホンのみで視聴できること。また、イヤホンジャックはモニタの前面に あること。

C. 冷蔵庫

- ・ 床頭台下部収納で静音(20dB以下)とすること。(コンプレッサー式は不可)
- 内容量は24L程度とすること。
- ・引出し式冷蔵庫であること。
- ・閉め忘れ防止機能が付きであること。
- ・ 国内製造品であること。
- ・カード課金方式とし、テレビ、ランドリーシステムと共用できるものとすること。

D. ブルーレイ再生機

・ワイヤレスリモコンによる操作が可能であり(テレビと同一のリモコンで操作できることが望ましい)、他の再生機に影響を及ぼさないよう対策をすること。

E. 課金装置

- ・ 床頭台に内蔵し、テレビ、冷蔵庫課金兼用機器とすること。
- ・プリペイドカードには病院指定のデザインが印刷できるものとすること。
- ・ テレビについて、一般有料視聴と入院案内放送の無料視聴の対応ができること。

- ・当院専用カード以外は受け付けない仕様であること。
- プリペイドカードの残度数が表示されること。

F. 全自動洗濯機

- ・ 全自動式とし、洗濯容量は 5 kg以上とすること。
- ・ 全自動洗濯機1台ごとに課金装置を取り付けること。
- ・カード課金方式とし、テレビ、冷蔵庫、乾燥機と共用できるものとすること。

G. 乾燥機

- ・ 全自動式とし、乾燥容量は5kg以上とすること。
- ・ 乾燥機1台ごとに課金装置を取り付けること。
- ・ カード課金方式とし、テレビ、冷蔵庫、全自動洗濯機と共用できるものとすること。

H. カード販売機

- ・ 盗難防止、転倒防止等の防犯上必要な措置をとること。
- ・ 機器本体にトラブル対応の連絡先を記載すること。
- ・販売数・販売金額が記録できる機能を有し、その記録を出力できること。

I. カード精算機

- ・盗難防止、転倒防止等の防犯上必要な措置をとること。
- ・ 残度数に従い10円単位で返金できるものとし、カードの使用・未使用にかかわらず 精算手数料は徴収しないものとすること。
- ・ 機器本体にトラブル対応の連絡先を記載すること。
- ・精算金額が記録できる機能を有し、その記録を出力できること。

8 利用料金

課金対象の設備について、以下の利用料金のとおりとする。

また、仮に消費税率の引上げに伴い利用料金を改定する場合は、速やかに当院と協議することとし、既に入院している患者に対して十分な周知を行った上、円滑に改定後の利用料金へ移行できるよう対策を行うこと。この場合において、便乗値上げと解されないように留意すること。

課金対象の設備	利用料金に対する時間の単位	利用料金
テレビ (一般 / BS / CS)	1 時間	55 円
冷蔵庫	24 時間(1 日)	110 円
全自動洗濯機	1回あたり	100 円
乾燥機	1回あたり	100 円

9 放送受信契約及び放送受信料の支払い

運営事業者は、運営事業者の責任と負担において、病室に設置したすべてのテレビについて日本放送協会(NHK)と放送受信契約(種別は衛星契約とする。)の締結を行い、当該契約に基づき速やかに放送受信料を支払わなければならない。(BS放送含む)

また、放送受信契約の締結後に、当院へ当該契約を締結したことが分かる書類の写しを1 部提出すること。

10 BS·CS放送

運営事業者は、運営事業者の責任と負担において、病室に設置したすべてのテレビについてBS放送が受信できるよう設定を行うこと。なお、BS放送についてはすでに病院においてBSアンテナを設置済みである。

また、地上波デジタルの空きチャンネルを利用して、CS放送(3回線)が受信できるよう設定を行うこと。なお、受信するために必要となる各種手続きおよびハード機器(チューナーや変調器)等にかかる費用はすべて運営事業者の負担とする。

11 保守管理等

- (1) 設置管理運営事業に係る設備は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。
- (2) 設置機器に不具合が発生したとき及び故障、破損時は、速やかに修理対応すること。
- (3) すべての床頭台ユニット、全自動洗濯機及び乾燥機に備え付ける取扱説明書については、 どのような患者が見ても床頭台等の利用方法及び利用料金が容易に分かるように作成 すること。また、患者から、当該取扱説明書の記載内容が分かりにくい等の苦情があっ た場合は、迅速かつ誠実に説明を行い、必要に応じて、記載内容を修正した取扱説明書 に差し替える等の対策を講じること。
- (4) 日常的なメンテナンスを含む保守管理及び修理メンテナンス業務は年中無休とし、業務時間は午前9時から午後6時までとする。
- (5) 日常的なメンテナンスを含む保守管理業務を行う従事者の人数は原則1人以上とする こと。また、当該業務を行う従事者は、運営事業者名が明示された制服及び名札を着用 すること。
- (6) 毎日、各設備の設置場所を巡回・点検し、洗濯機及び乾燥機については、毎日フィルター清掃を実施すること。また、プリペイドカード販売金の回収、プリペイドカードの補充及び回収は定期的に行い、プリペイドカード精算機については、つり銭切れの状態を可能な限り回避すること。
- (7) 年に2回(6か月毎に)リモコンの電池交換を行うこと。
- (8) 年に1回クリーナーカードによるカードタイマーの清掃を行うこと。
- (9) 床頭台等に起因するトラブル又は患者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に全て設置業者の責任において対応すること。
- (10) 日常的なメンテナンスを含む保守管理及び修理メンテナンスに係る体制又は内容について、当院から改善を求められた場合は、指示に従い、速やかに対処すること。

(11) 病院業務及び患者の療養の妨げにならないように業務を行うこと。

12 報告書等の提出

(1) 3ヵ月毎に、翌月の10日(土曜、日曜及び祝日の場合は直前の平日)までに、3ヵ月分の収支報告(プリペイドカードの売上金額、精算額)及び全自動洗濯機・乾燥機に係る稼働回数を書面(様式自由)により提出すること。また、販売機及び精算機から出力した記録を添付すること。

13 現在の運営事業者及び運営事業者の責務

- (1) 使用許可の取消し又は使用許可期間満了時において、現在の運営事業者(以下「現運営事業者」という。) は運営事業者に対し円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。
- (2) 設備及び備品等の入替えについて、現運営事業者及び運営事業者は当院と十分に協議を 行い、当院が指定する期日までに、現運営事業者は撤去及び搬出に係る計画書(様式自 由)を、運営事業者は搬入及び設置に係る計画書(様式自由)を当院へ提出しなければ ならない。

なお入替は、令和5年4月1日を目途に完了すること。ただし、機器入替期間は病院及び、新旧の業者間で十分協議の上患者の利用に支障を来たさないよう円滑に入れ替えること。

(3) 運営事業者の決定後、現運営事業者は、現運営事業者が販売したプリペイドカードについて、現運営事業者が設置したプリペイドカード精算機を撤去するまでに精算するよう、入院患者に対し十分に周知・説明を徹底するとともに、プリペイドカード精算機の撤去後に当院へ未精算のプリペイドカードについて問い合わせがあった場合の対応について、当院と協議を行うこととする。

また、当該未精算に係る対応については、現運営事業者の責任をもって対応することとする。

14 使用上の制限

運営事業者は、使用物件を指定する用途以外に供してはならない。

15 使用許可の取消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 当院において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合。
- (2) 運営事業者が許可条件及び本仕様書の各条項に違反したとき。
- (3) 応募資格を偽り、又はその他不正な手段によってこの許可を受けたとき。
- (4) 前3号のいずれかに該当する場合は、当該取消し又は変更によって生じた損失を当院に 請求することはできない。

16 原状回復

- (1) 当院が使用許可を取り消したとき、または契約期間が満了し設置物件を返還するときは、 運営事業者は、自己の費用で、当院の指定する期日までに使用物件を原状回復して返還しなければならない。 ただし、当院が特に承認した場合はこの限りでない。
- (2) 運営事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、当院がこれを代位 して行い、その費用を運営事業者に請求することができる。この場合において、運営事 業者は何らの異議を申し立てることができない。

17 損害賠償等

- (1) 運営事業者は、その責に帰すべき事由により使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、当該使用物件を原状に復した場合はこの限りでない。
- (2) 床頭台等の設置管理運営事業にあたり、当院及び第三者に損害を与えたときは、すべて 運営事業者の責任においてその損害を賠償すること。

18 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

- (1) 公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可の全部又は一部を取り消した場合においては、運営事業者は当該取消しによって生じた損失の補償を当院に請求しないものとする。
- (2) 当院の運用変更(診療形態の変更、病棟の再編等)又は入院患者の状況等により発生する売上等への影響について、運営事業者は当該変更によって生じた損失の補償を当院に請求しないものとする。
- (3) 運営事業者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の費用を当院に請求しないものとする。

19 個人情報の保護

運営事業者は及び従事者は、当業務を実施するにあたって知り得た患者情報及び発注者の情報等を第三者に漏らしてはならない。これは契約期間が満了した以降も適用されることとする。

20 その他

- (1) 使用許可後、本仕様書に定めのないものや疑義が生じたときは、必要に応じて営業事業者は当院と協議の上、当院の指示に従うこと。
- (2) 定期点検や故障の対応時は、当院の了解のもとに行う事はもとより、医療機関の一員として、衛生管理及び感染症対策関係法令を遵守すること。また利用者に対して親切丁寧な接遇に心掛けること。
- (3) 当院の近年のテレビ、DVD、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機の売上は以下のとおりです。 令和3年度 約2,429万円 床頭台設置台数512床

令和2年度 約2,643万円 床頭台設置台数512床 令和元年度 約3,005万円 床頭台設置台数528床 平成30年度 約3,125万円 床頭台設置台数528床 平成29年度 約3,434万円 床頭台設置台数528床